

大垣市多文化共生推進会議設置要綱

（設置）

第1条 日本人と外国人が、相互に民族、国籍、文化等の多様性を認め合いながら地域で共に生活する多文化共生社会の推進を図るため、大垣市多文化共生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 多文化共生推進計画の推進に関すること。
- (2) その他多文化共生社会の推進に必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議の委員は、15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 多文化共生又は国際交流活動に関係する者
- (3) 地域活動に関係する者
- (4) 市民公募による者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、欠員により補欠委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を推進会議の会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、まちづくり推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。